

R4.7.5 初稿

R4.7.15 更新

R4.7.25 更新

更新部分は赤字で表記しています

## デジタルイノベーション加速化事業（ぐんまデジタルイノベーション加速化補助金）に関するよくある質問

### 【1 対象事業について】

Q1-1. 社会実証プロジェクトとはどのようなものか。

A. 本補助事業においては、「開発中の技術・サービス・製品を実装に足るレベルへとブラッシュアップするため、必要となる各種データの取得や、効果検証を目的として、群馬県内でプロトタイプの試験運用を行うもの」と定義いたします。単なる製品評価試験等は実証とは見なしませんのでご注意ください。

なお、個別の案件で判断に迷う場合は、適宜ご相談ください。

Q1-2. 社会実装プロジェクトとはどのようなものか。

A. 本補助事業においては、「完成した新技術・サービス等を社会実装するに当たり、障壁となる課題を解決し、実運用を開始するもの」と定義いたします。特に実装にあたって支障のない、個社への導入に留まる案件や、単なる販売促進、販路拡大とみられる案件等は対象外となります。

なお、個別の案件で判断に迷う場合は、適宜ご相談ください。

Q1-3. 提案要件「③群馬県内を含むフィールドで社会への実証または実装を行うこと」とは、県外や海外での実証経費（海外渡航費等）についても補助対象という認識でよいか。

A. 事業内容によって判断が変わります。本事業は、“群馬発”のデジタルイノベーションの取組を推進したいのが事業の趣旨です。群馬県が交付する補助金ということもあり、群馬県内をフィールドにするなど、ビジネス化にかかる群馬県との一定の関わりを持ちつつ、国内外へ広げていくという事業構想であれば、海外渡航費であっても対象となります。ただ単に、技術やサービスを県内外に売り込みたいという趣旨での提案内容は対象とならない恐れもあります。

Q1-4. 提案要件「⑤原油・物価高騰の影響を受けた地域経済にデジタルイノベーションを促す取組であること」とは、どういうことか。原油・物価高騰に効果がある取組以外は認められないのか。売上減少など、原油・物価高騰の影響による経営状況の悪化等を要件としているのか。

- A. 現在の原油・物価高騰、円安の状況は、当面の間、続くとも言われています。この状況について、県は、民間による「未来への投資」が阻害され、将来の県産業の活力が失われてしまうことを懸念しています。

県としては、このような状況の中でも、「デジタル技術を活用して富を生み出す創造的なビジネス」が起きてくることを期待し、それをデジタルイノベーションと位置づけています。「事業そのものに原油・物価高騰に対する直接的な効果が必要である」という意味ではありません。原油・物価高騰により疲弊した地域経済に対し、デジタルイノベーションによって「長期的な視点での経済発展をもたらす取組」を期待するものです。また、申請事業者が直接に原油・物価高騰の影響により、売上減少や経営状況の悪化等を条件としているものでもありません。

Q 1-5. 最長で何年スパンの事業まで対象となるか。

- A. 補助対象となるのは今年度の事業費用のみです。事業構想実現までの期間については制限を設けておりません。

## 【2 対象者について】

Q 2-1. 「3者以上の複数事業者による連携体（コンソーシアム）」とあるが、組織化していなければならないか。

- A. 必ずしも組織化している必要はありません。ただ、採択となった場合には、コンソーシアム内での役割や事務処理、補助金の分担業務などが出てくるため、適正なタイミングで、何らかの形での取決めを定めておくことをお勧めします。

Q 2-2. 大企業も参加可能か。 県外企業も参加可能か。

- A. 大企業でも、県外企業でも参加可能です。ただし、3者以上の連携体を組み、その中に県内事業者（県内に本社、事業所等の拠点を有し、県内で事業活動を行う法人）が1者以上含まれていることが条件です。

Q 2-3. 1者が複数のプロジェクトに参加することは可能か。

- A. 可能です。ただし、各プロジェクトで果たすべき明確な役割を持ち、かつ複数事業を同時に進めるための体制が整っていること（十分なリソース確保）が条件となります。

Q 2 - 4. 県の機関はコンソーシアムへの参加は不可とのことだが、基礎自治体の参加は可能か。

A. 可能です。

Q 2 - 5. 申請時（7月）と交付決定時（9月）で会社の形態が変わる（例：個人事業主から株式会社へ）予定だが、どちらで申請すべきか。

A. 申請時の会社形態で申請してください。

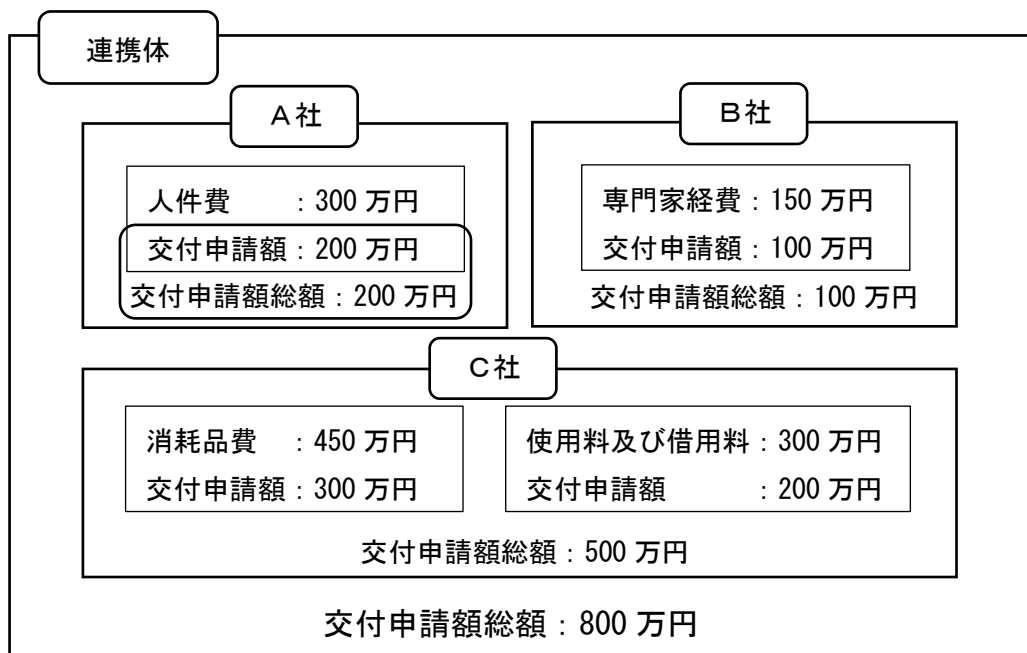
Q 2 - 6. 公益財団法人が代表申請者になることは可能か。

A. 可能です。

### 【3 補助額、対象経費について】

Q 3 - 1. 対象経費で上限を設けられているもの（人件費：交付申請額総額の 40%、備品費：交付申請額総額の 50%、委託・外注費：交付申請額総額の 60%）は、連携体参加事業者ごとに設定された制限か。連携体全体に設定された制限か。

A. 連携体全体に対する制限です。以下の図で、人件費を例に説明します。A社単独で見ただけの場合には、人件費の交付申請額 200 万円はA社の交付申請額総額の 100%となっておりますが、連携体全体で見ただけの場合には、連携体の交付申請額総額 800 万円の 25%ですので、この申請は問題ありません。



Q 3 - 2. 申請にあたっては、補助金上限額で申請した方がよいのか。  
申請額が大きい方が、審査で評価が高くなるのか。

- A. 申請には、今般の社会実証・実装で必要となる適正な予算を計上してください。単純に予算額が大きい方が、審査評価が高くなるということは一切ありません。  
審査は、事業の実現性、適正な予算額、その後の広がり等から審査します。予算額が適正でない（必要以上に上乗せ計上している等）と見られた場合は、マイナスの評価を受けることもあります。

Q 3 - 3. コンソーシアム内の大学との共同研究費や委託研究費も委託・外注費や専門家経費に計上可能か。

- A. コンソーシアム内での受発注は、原則補助対象外です。ただし、やむを得ない事情がある場合には、理由書の提出を求めた上で、利益を計上しない原価取引（市場価格未満）を条件として認める場合もあります。どうしても必要な場合は、まずは理由書の作成・提出をお願いいたします。

Q 3 - 4. 補助額に下限はあるか。

- A. 下限は設定されていません。

Q 3 - 5. 定期勉強会や成果発表会に係る費用（人件費等）は補助対象か。

- A. 補助対象外です。

Q 3 - 6. 1つのスタートアップが複数のコンソーシアムに参加する場合、その全てでスタートアップ加算を申請することは可能か。

- A. 可能です。ただし、予算の範囲内で交付決定となるため、案件として採択になっても、加算金は交付されない可能性もありますので留意願います。

Q 3 - 7. 募集案内に「税込30万円以上の支出にあたっては原則として3者以上から見積りを取る」との記述があるが、特注品など、見積り合わせが困難なケースもある。その場合、補助対象経費として認められないのか。

- A. 特注品であっても、まずは仕様書を提示し、見積り取得に努めてください。その結果、見積り提出を辞退された場合は、その旨を記述した理由書をご提出いただければ、補助対象経費として認められます。

#### 【4. 申請書類について】

Q 4 - 1. 大学の場合、提出資料の③ 誓約書（様式第2） ④ 経営状況表 ⑥ 決算報告書 ⑦ 県税の完納証明書 は提出不要か。

A. 大学でもご提出をお願いいたします。ただし、国立大学の場合は⑦は必要ありません。

Q 4 - 2. 個人情報が含まれる書類（人件費積算表など）も代表申請者が取りまとめて提出しなければならないか。

A. 個人情報等、機密性の高い内容が含まれる書類については、事業者毎にご提出いただいで構いません。ただし、所属するコンソーシアムが分かるようにしてください。それ以外の書類については、代表申請者が取りまとめてご提出をお願いします。

Q 4 - 3. 補助事業計画書について、様式を変更してもよいか。

A. 項目の削除は不可ですが、記載欄が不足する場合など、増やす分には変更いただいで構いません。

#### 【5. その他】

Q 5 - 1. 基礎自治体がコンソーシアムに参加する場合、コンソーシアムに対し、負担金という形で資金援助を行うことは可能か。

A. コンソーシアムの活動経費のうち、自己負担（補助対象経費の1/3）の部分に対して、基礎自治体が「負担金」という形で支援するのは差し支えありません。

Q 5 - 2. 世界的な半導体不足や中国のロックダウンに起因する部品納入の遅れ等が影響し、事業遅延が発生し、計画変更を余儀なくされた場合、交付される補助金額はどうか。

A. 年度内の事業なので、事業を実施したところまでが補助対象となります。提案にあたっては、年度内で一定の実証まで完結する計画としてください。

Q 5 - 3. 定期勉強会はオンラインとすることは可能か。

A. 可能です。